

## 条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成 21 年度

条 例 名	魚介類行商等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 41 年神奈川県条例第 42 号	法 規 集	第 8 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課		
条 例 の 概 要	食品衛生法に定めがある場合を除くほか、魚介類行商等に関し必要な事項を定めることにより、これらの営業による食品衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進のために必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	鮮魚介類等の行商等については、食品衛生法上の許可は不要であるが、これらの営業に起因する衛生上の危害の発生を防止するためには、これらの営業についても特に規制を加える必要があることから、当該規制について定める本条例は、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づく許可の基準、遵守事項等の規定は有効であるが、近年、法人による経営など様々な営業形態が見られるようになっており、こうした営業に対応するための改正を検討する。また、営業区域の変更承認等の制度について、条例で明確に位置づける必要がある。	魚介類行商等許可施設数 年度 行商 加工業 H20 158 368 H19 175 369 H18 198 354
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例に基づき行う許可の基準等については、必要最低限のものであり、効率的なものである。 また、手数料の金額及び算定方法は明確であり効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例に基づく施策は、「神奈川力構想」の主要施策 3 (1)安全で安心できる食の確保 344 安全で安心な食の確保に寄与するものであり、県の基本方針に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康を保護することを目的とする食品衛生法の趣旨に沿うものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 <u>改正・廃止を検討する。</u>	理 由	特 記 事 項
		法人による経営など様々な営業形態への対応、変更承認制度等に関する規定の整備等を図るため、改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無